硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	鶏	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする鼻腔内投与剤	豚（生後２月を超えるものを除く。）	１日量として１頭当たり160mg（力価）以下の量を鼻腔内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として１頭当たり500mg（力価）以下の量を気管内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前33日間
カルバリルを有効成分とする外皮散布剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として１頭当たり３g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	鶏	１日量として１羽当たり0.12g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供する卵の産卵前１日間
カルバリルを有効成分とする外皮噴霧剤	牛（搾乳牛を除く。）	0.5％以下の水溶液を１日１回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	鶏	0.5％以下の水溶液を１日１回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供する卵の産卵前１日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として１頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
キタサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり330g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり500g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり60g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	体重１kg当たり0.8μg以下の量を１日２回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たり0.3mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前９日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	豚	１日量として１頭当たり0.175mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
ｄ－クロプロステノールを有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚	１日量として１頭当たり0.075mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前１日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
	豚	飼料１ｔ当たり440g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり440g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	豚	１日量として体重１kg当たり30mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり220mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後１月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり25mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする子宮・膣内投与剤	牛	１日量として１頭当たり500mg（力価）以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前18日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
グルコン酸クロルヘキシジンを有効成分とする浸漬剤	牛	１％以下の水溶液に搾乳後の乳頭を浸漬すること。	—